

# 大高生の心得

本校では「礼儀正しく」・「端正な服装」・「遅刻をしない」の3つを生活指導の出発点として重視しています。生徒諸君はもちろん、保護者の皆様にもご理解いただき、3年間有意義な学校生活を送れるようにしてください。

## 1 時間を守ろう

大高生は、時間を守ることを第一に心がけましょう。そのために3年間無遅刻・無欠席の決意をしてください。特に遅刻は一日の出発に出遅れるばかりでなく、気分的なゆるみを生じさせ、規則正しい生活を乱す原因にもなります。病気や思わぬ事故などで止むを得ず遅刻・早退・欠席をする場合には、事前に担任へ届け出てください。

8時10分が登校（正門通過）時刻です（※令和4年4月から）。遅れないようにしてください。

毎日遅刻防止指導を実施しています。また、遅刻をした生徒には夕掃除（その日の放課後）の指導をしています。

## 2 服装を端正にしよう

高校生の生活態度は、そのまま服装に現れるといっても過言ではありません。常に端正な服装を心がけ、登下校時はもとより、公的な外出の場合も制服を着用してください。頭髪についても、いたずらに流行を追った髪型やパーマ、カール、脱色、染色などの技巧をこらしたものは厳しく禁止しています。

## 3 礼儀を正しくしよう

礼儀の根本は、相手を一人の人格者として認め、尊敬することにあります。礼儀がなければ無用な誤解や対立が生じます。声を出して「おはようございます」「こんにちは」「失礼します」と言葉を交わすのは互いに気持ちのよいことです。また、廊下でちょっとすれちがう場合でも軽く会釈する気持ちを忘れないでください。

言葉遣いにも十分気をつけてください。目上の人、先輩への言葉遣いはもちろんですが、「親しきなかにも礼儀あり」と言われるように、同級生や下級生への言葉遣いにも気をつけてください。

## 4 素直に指導を受けよう

勉強であれ、部活動であれ、その人が成長するための第一の条件は素直であることです。学校では学習面や生活面などいろいろな立場から指導します。まず、その指導を素直に受け止め、改善をはかってほしいと思います。

## 5 防犯意識を高めよう

学校で、物がなくなることは、あってはならないことです。

まず、自分の物を大切にすることから始めてください。そこから他人の物、公共物の大切さもわかってくるはずです。自分の持ち物にはすべて見える所に名前を記入してください。

## 6 登下校における送迎車の校内乗り入れの禁止について

登下校時に、送迎車の校内乗り入れは禁止しています。怪我等で校内まで車での送迎が必要な場合は、学校に届けて許可を受けてください。

## 7 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止です。ただし、長期休業中のみ、労働時間・賃金・業務内容などを検討した上で許可をします。希望者は必ず担任に相談し学校に届けて許可を受けてください。

## 8 その他の届出事項

学校に事前または事後に届出を必要とする事項は、次の項目です。担任に必ず届けてください。

- (1) クラス会・同窓会など、学校外での集会等に参加する場合
- (2) 登山、キャンプなどの野外活動を行う場合
- (3) コンサートなどの各種催しものに参加または主催する場合
- (4) 旅行、または外泊する場合
- (5) 下宿をする、または下宿を変更する場合
- (6) 校規・校則に違反した場合
- (7) 補導員、警察官に補導された場合

## 9 学校と保護者の協力を特に必要とする事項

次のような行為が絶対にならないよう、保護者の皆様には日頃から厳しくご指導をお願いします。

- (1) 飲酒、喫煙、煙草所持
- (2) 暴力脅迫行為、金銭強要等
- (3) パチンコ、ゲームセンター、ゲームコーナー、インターネットカフェ、カラオケボックスなど未成年の出入りを禁じられている場所や不健全な娯楽施設への出入り
- (4) 窃盗、万引き等
- (5) 交通違反（無免許運転・無断免許取得・スピード違反など）
- (6) 友人間での物品の売買（自転車・ゲームソフト・書籍など）
- (7) シンナー、危険ドラッグなどの薬物の乱用
- (8) 不純異性交遊
- (9) 携帯電話・スマートフォンの校内での使用。
- (10) いじめ行為
- (11) 考査時の不正行為
- (12) 無断アルバイト

※上記行為が発覚した場合は特別指導の対象となります。

※携帯電話・スマートフォンについて、22：00以降の使用を禁止しています。充電もあわせて、22：00以降は保護者でお預かりください。

※高校生に不必要な高価な品、例えばブランド物の時計、鞆、バッグ等を買わないでください。また、日頃の所持金は最低限必要な額にしてください。